

令和5年度（2023年度）  
 幼児教育アドバイザー（スーパーバイザー）派遣実施要項

1 目的

県内の認定こども園・幼稚園・保育所等、小学校、義務教育学校（前期課程）（以下、小学校、義務教育学校（前期課程）を「小学校等」という。）、連携協議会等に幼児教育アドバイザー（スーパーバイザー）（以下「幼児教育アドバイザー」という。）を派遣することにより、教育・保育内容等についての助言等を行い、幼児教育の質の向上を図る。

2 派遣先

- (1) 県内の認定こども園・幼稚園・保育所等、小学校等、連携協議会等（以下「施設」という。）に派遣する。
- (2) 派遣要請に応じて年間26施設程度派遣する。

3 幼児教育アドバイザー配置人数

幼児教育アドバイザーを熊本県教育庁市町村教育局義務教育課（熊本県幼児教育センター）（以下「義務教育課」という。）に4名配置する。

※スーパーバイザーは、施設への派遣による助言等に加え、県主催の研修会での指導助言や新規の幼児教育アドバイザー育成等を担う。

4 幼児教育アドバイザーの業務内容

- (1) 保育参観による幼児・保護者への対応や環境の構成等の助言等
  - ア 保育参観等により幼児や保護者への対応の仕方について助言等
  - イ 園等の教育・保育目標達成のための教育・保育計画、指導方法、環境の構成についての助言等
- (2) 園内研修の助言等
  - ア 園内研修の計画、実施方法等についての助言等
  - イ 園内研修での講話
- (3) 認定こども園・幼稚園・保育所等の連携についての支援
  - ア 幼・保等、小、中連携についての支援
- (4) 認定こども園・幼稚園・保育所等、小学校、中学校の連携・接続についての支援
  - ア 幼・保等、小、中連携・接続についての支援
  - イ 連携協議会等での講話等
    - ※例：「幼児期の終わりまでに育ててほしい姿」を活用した連携・接続 等
- (5) 保護者会等の支援
  - ア 保護者会での講話
    - ※例：「基本的な生活習慣の育成について」「家庭教育の果たす役割」等
  - イ 教育相談等での保護者支援
  - ウ 保護者への支援についての助言等
- (6) 教育・保育内容面に係る事務及び研修会等の研修内容に関する情報収集・企画等
- (7) 教育・保育内容等に係る相談業務
- (8) その他
  - 職務監督するものが幼児教育の質の向上のため必要と判断した業務

5 派遣期間及び派遣日数、施設数

(1) 継続派遣

各期及び年間派遣

下表の期間において、1施設につき4回～6回程度派遣する。

ただし、申請状況等に応じて、派遣回数及び派遣施設数を調整する場合がある。

第1期	令和5年（2023年）	5月29日（月）～令和5年（2023年）	7月31日（月）
第2期	令和5年（2023年）	9月1日（金）～令和5年（2023年）	11月30日（木）
第3期	令和5年（2023年）	12月1日（金）～令和6年（2024年）	2月22日（木）
年間	令和5年（2023年）	5月29日（月）～令和6年（2024年）	2月22日（木）

(2) 単発派遣

令和5年(2023)5月29日(月)～令和6年(2024年)2月22日(木)  
の間に10施設程度に派遣

6 派遣の手続き等 ※別紙1「派遣方法及び派遣申請等について」参照

(1) 派遣申請

○ 継続派遣

幼児教育アドバイザーの継続派遣を希望する施設は、幼児教育アドバイザー派遣申請書(様式1-1、様式1-2及び様式1-3)を作成の上、指定された期日までに義務教育課(公立幼稚園及び小学校等においては、市町村教育委員会及び教育事務所を通じて)に提出する。

○ 単発派遣

幼児教育アドバイザーの単発派遣を希望する施設は、幼児教育アドバイザー派遣申請書(様式1-4)を作成の上、派遣を希望する日の1か月前までに義務教育課(公立幼稚園及び小学校等においては、市町村教育委員会及び教育事務所を通じて)に提出する。

(2) 県教育委員会は、幼児教育アドバイザーの派遣の可否を決定し、施設(公立幼稚園及び小学校等においては、市町村教育委員会及び教育事務所を通じて)に派遣決定通知書(様式2)により通知する。

(3) 県教育委員会は、幼児教育アドバイザーの派遣の可否を決定する際、施設から提出された派遣希望日により、幼児教育アドバイザーの勤務日を調整し、派遣予定日を通知する。

(4) 派遣先の施設長は、派遣終了後1か月以内に幼児教育アドバイザー派遣報告書(様式3)を、義務教育課(公立幼稚園及び小学校等においては、市町村教育委員会及び教育事務所を通じて)に提出する。

7 勤務時間・報酬等

(1) 勤務時間の割振りについては、職務を監督する者が別に定める。なお、施設への派遣期間中においては、派遣先の施設長の意見を参考にして決定する。

(2) 幼児教育アドバイザーの報酬は、1時間当たり2,860円とする。報酬及び旅費は、県教育委員会が負担する。

(3) 幼児教育アドバイザーの1日の勤務時間は、継続派遣5時間、単発派遣3～5時間、課内勤務を2～6時間を原則とする。

8 職務の監督

幼児教育アドバイザーの職務の監督については、義務教育課長が行う。ただし、施設への派遣期間においては、派遣先施設長と連携の上、これを行う。

9 毎月の提出書類

(1) 派遣先の施設長等は、勤務実績報告書(様式4)を実施月の25日までに、直接、義務教育課宛て提出する。

(2) 幼児教育アドバイザーは、毎月の最終勤務日終了後、業務日誌(様式5)を、翌月の2日までに義務教育課宛て提出する。

(3) 必要に応じ、事業の実施状況及び成果について、実態調査や効果検証の報告を行うこととする。

10 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。